

プロトに実施されました。

各実行委員二十三人はそのごたわりに多少悩みましたが、「社協とは何か」を基本上に各分科会が組み立てられました。私たち社協職員は社協活動（地域福祉活動）を進めるときに、市民の参加・参画の必要性を常に発信していますが、この「つどい」においても、「つどい」を構成する各社協職員の参加・参画が必要だと思います。

また、社会福祉基礎構造改革の目的の一つに主体と主体との関係の大さが説明されており、この「つどい」においても、参加者（社協職員）はお客様（客体）ではなく、参加者みんなで創り、支えていくような形（主体）での関わりが必要だと思います。従来の「参加者」と「主催者」というような雰囲気の会議の



平成の大合併の先陣を切つて、宗像市社会福祉協議会と玄海町社会福祉協議会とは平成十五年三月三十一日に合併をします。多分、この「まなこ」が皆さん的眼にふれる時には合併しています。

さて、全社協が合併の手引きを増補版まで発行してくれていますが、読まれましたか？第一版に比べると、さぬき市社会協の例などでわかりやすくなりましたが、関係部・課・所属長会議…。むむ！そんなものないぞ！宗像にも玄海にも。

前から思つているのですが、全社協が見ている市町村社協つて、いったいどれくらいの規模の事務局であつて、どれく



しかも、自治体には合併することによると、  
る合併特例債などの財政的な恩典はある  
が、社協の合併には何も財源的な支援は  
ないことです。

合併協議に要する委員会等の費用は、  
それほどかかるものではないが、合併後  
の組織運営の統一化を図るための設備投  
資に、多額の経費が必要です。

例えば介護保険事業を行うためのソフト  
トは合併する社協が同じものを使ってい  
るのか、そうでないのか？

合併によって介護保険事業を一体的に

かを意識した積極的な合併ではないこと  
です。

まず、はつきり認識して欲しいのは、  
社協の合併は自治体の合併に伴う「受身的  
的な合併」であること。

確かに、社会福祉法第109条に広域  
社協の規定はあるが、社協自らが地域福  
祉活動促進とか、事業の効率的な展開と

## 社協の合併は、受身の合併です

さて、原稿の文字数稼ぎはこの位にして、いよいよ一市一町の社協同士の、しかも、編入合併の経緯と合併事務に携わる中で、感じたことを、雑駁ですがこれらから述べます。

らいの事業規模なのでしょうか？  
県社協や政令都市社協を除き、県内の市町村社協では事務局長の下に課制がある市社協がいくつあるのか、多分両手で数えられるほどではないかなと思つています。

☆合併による社協事業の地理的広域化と、今まで市民自治の福祉分野の活動として促進してきた小地域での住民福祉活動とを、どのように整合性をもたせるのか

さて、合併事務を進める際に、これだけはせめて社協が合併するのであるから、残したい、守っていきたいと考えたことが三つありました。

受身、でもこれだけは

同じソフトを使っていて、しかも一市一町の合併でそうなのでしから、異なるソフトを使って、一市八町とか二市四町社協の大型合併ではどれくらいの費用が発生するのか、その財源をどこから捻出するのか…。考えると怖い話です。（合併後もそれぞれ独立した介護保険事業所として残すという手はあるのはありますが…）

運営しようとすれば、まず介護保険関係のソフトの統一化を図らなければならぬ。同じソフトを使つていなければ、統一化するための導入経費が発生するし、使われなくなつたソフトは、どの社協も多分リースで入れてゐるから、リースの未払い分は清算しなければならない。

宗像市と玄海町社協では、合併を前提に同じソフトを購入していましたが、現在、統一的な運営をするためのシステムの構築をしていますが、その費用が約50万円も必要となつています。

ある少数者の福祉サービスをどう守るのか  
☆社協の合併は受け身の合併ではあるが、合併を契機に社協の基盤強化は図れないのか

### 法定合併協議会における 社協合併の取り扱い

今回の社協合併については、最初は宗像市・玄海町法定合併協議会の保健福祉部会の一部門として取り扱われました。確かに、全社協の手引きにあるように、公共的団体の統合に社協の合併も含まれるでしょうが、行政区長会や民協などの行政を補完する団体、また老人クラブや身体障害者福祉協会などの当事者団体の合併に伴う統合と異なるのは、社協の合併は社会福祉法及び各社協の定款の規定に従い、所管庁の認可が法律的に要求されているし、それを満たさなければならぬことです。当事者団体相互による協議で合併するようなことはできないのです。

したがって、法定合併協議会で最初は取り扱われた社協の合併も、社協の合併の方針及び法的手続の説明を終えた段階で、「今後は、社協間で合併の協議を進めて欲しい」と、法定合併協議会の方から要請がありました。多分、これは次の点から社協にとって好ましい方針だつたと思います。地域福祉を推進する社協としては、合併をするならするで、行政の都合に左右されない、合併後のどのような理念で社

協活動を推進するかを中心にして協議を進めることができること。社協の合併に対する主体性の確保ができることです。

### 行政は対等、でも、社協は編入合併

今回の宗像・玄海両社協の合併は、平成12年10月のいわゆる準備会に当たる「会長・局長会議」では、最初は自治体と同じ「新設合併」でしたが、平成12年11月の兵庫県篠山市社協（4町社協新設合併）と平成13年6月の茨城県潮来市社協（牛堀町社協を編入合併）との、合同先進地研修の後、玄海町社協の安部武美会長が「編入合併で行きましょう。」と英断されました。

その安部会長の決断のもと大きな理由が、合併に関する事務量の違いです。表-1に新設合併と編入合併の主な比較を載せていましたが、合併の方法がどちらあれ、定款はモデル定款に準拠したものであるし、諸規程にしても何かに準拠しなければならない。

事業の調整や社協が提供する福祉サービスの利用料の調整も行わなければならぬ。

そういうことを、一つ一つクリアしていかなければならぬのですが、新設合併と編入合併では、事務量があまりにも違います。多分、新設合併に比べると編入合併のほうが、三分の一の事務量で済む。笛山市社協と潮来市社協の合併先進地の合同研修で、私たちが学んだことは、はそのことです。

自治体の場合は、互いに職員を出し合つて、法定合併協議会をつくり、専念させていますが、社協の場合は、そのような人的余裕もなければ、手一杯の日常業務を抱えて、その中で合併事務を進めなければならない。

新設にこだわると、例えば、宗像市社

協が2億2千万円程度の福祉基金を持っているのですが、それに相当するだけの基金を準備しろ、という過激な発言が関係者から出てきたりする。

合併方式が、編入に決まってから、合併事務が一気に前に進みだしました。

### 7回の合併に関する 合同特別委員会を経て、 合併契約調印式へ

さて、県所管課と合併に関する協議を経て、平成十四年三月に両社協で「合併に関する特別委員会」を設置し、月一回のペースで合同会議を開き、平成十四年九月三十日に合併契約の調印式を行いました。

この間、県の企画課と協議やFAXによるやり取りをし合併認可にかかる事項を一つ一つ克服してきました。事業の調整も担当者を含めて調整しました。

合併事務を進めていく上で、法文で分からなかつたことは、

- ①財産目録・貸借対照表の作成時期
- ②社協活動を促進するために支所を設置するのですが、それが従たる事業所に該当するのか
- ③自治体の廃置分合が県議会で議決され

なければ、社協の合併認可はなされないのか等々・

これらの点を確認したうえで、平成十四年十一月二十日に合併認可申請を行いました。

認可を受け、玄海町社協は、平成十五年一月一日から公告を行い、現在両社協で登記の準備を進めています。

### なぜ、三月三十一日なのか

宗像市と玄海町は、平成十五年四月一日の合併ですが、社協は三月三十一日の合併です。一日早く合併します。

当初は、合併期日を四月一日に予定していましたが、合併認可申請には、合併日の所属する当該年度と翌年度の予算書と事業計画書が必要です。

したがって、平成十五年四月一日を合併日とすると、平成十五年度と十六年度の予算書と事業計画書が必要となります。十五年度分は何とかなるにしても、十六年度分まで社協の補助金・受託金を含めての予算編成が困難であることから、三月三十一日を合併日としました。

この合併日の長所は、予算作成が簡単であることと、解散する玄海町社協の決算・事業報告の処理が容易であること。

欠点は、定款上の地域が合併前なので「宗像市と玄海町」と変更し、四月一日以降再度「宗像市」と変更しなければならないこと。介護保険の請求事務で三十日分の処理をどうするか等です。多分、社協の合併期日は、自治体の合併期日に大きく左右されるのですが、十

月一日が一番よいのではと思っています。

を使った入浴サービスで、利用者が介護保険の該当者である場合など

### 気をつけないこと (気をつけないといけないこと)

① 合併後の受託事業について、行政とともに協議を行うこと。会長名で市長宛に協議の申し出を行い、関係部署と調整を行っています。これは、単に事業の調整ということではなく、自治体の合併協議の中での委託事業の整理の仕方によっては、社協の受託事業に関する職員の処遇・解雇の問題を含んでいるからです。

② 社協の構成団体である区長会とか民協とかの合併がどのように進められているのか。特に、新設合併の場合は、合併の際の理事・評議員の構成の問題から重要です。

③ 三月三十一日に合併するのですが、三月三十一日から社協サービスが円滑に提供できるように、相互の事前業務研修を行うこと。

④ 合併に伴い、職員に不利益が生じないように、退職共済の引継ぎや厚生年金等の引継ぎ手続きを早めにやっておくこと。

⑤ 合併後の給料の調整については、初任給の格付けや昇格基準の違いはあっても、最低限「現給保障」の約束を行政から取り付けること。

⑥ 社協活動の停滞を招かないことは当然ですが、逆に社協事業として実施しているものであっても、制度に移行できるものは移行させること。例えば、「A

### 合併を振りかえつて

さて、足掛け三年をかけた合併がまもなく終わろうとしています。原稿依頼を受けたとき、四千字は多いなーと思つたのですが、実際書いてみると、伝えきれないものが多くあります。

三つの課題ですが、合併後も玄海地区に社協活動の拠点として「支所」を設置し、小地域での地域特性に基づいた活動を開拓することにしています。

合併に伴う社協の基盤強化ですが、課制の導入と、今まで六級までの給料表の適用を七級適用に改正し、業務と責任の明確化と待遇の改善を行います。

少数者の権利擁護の点ですが、合併協議では廃止が決まった離島のミニデイサービスを、社協サイドの強い要望として存続を働きかけ、存続に変更となりました。

最後になりますが、三月八日に両地区社会福祉協議会連絡会全体研修会で合併の話をさせていただいたのですが、(時間の配分を間違えて多大のご迷惑をおかけしましたことを、紙面を借りてお詫びします)話が終わった後、一人の専門員さんが次のように問い合わせられました。「内野さんの話は、事務局長の立場での合併の話であつて、自分のやつてている地域福祉をどうすすめるかの観点からの合併の話ではない」と。

「コミュニティワーカーでなくなつてきていて、事務屋になつているということ」を改めて思い知らされました。

確かに、彼の言うとおりです。社協の合併では、事業の調整等よりも、合併後の社協理念を、活動方針を十分協議する時間をとり、それが決まってから、その理念に基づいて事業の調整等が始めるのだと思います。

その点、編入合併ということもあり、当然宗像市社協の活動方針で良いと考えて、合併を進めてきた、自分の傲慢さを反省しています。

合併後、宗像市社協の方針で活動を開するにしても、玄海町社協と協議の中で確認をしておけばよかつたと、今になって反省しています。

そういうことを感じて(感じさせられて)この原稿を書きましたので、合併事務の内容的なものは大幅に割合してしまいます。

### フリートーク

#### ナビゲーションと社協

柳川市社会福祉協議会

高橋 晃治 氏

この「まなこ」が発行されるところは皆さん年度末で、忙しい毎日だろうと思います。

毎年この時期になると、福祉大学や専門学校の実習依頼が多くなり、年ごとに

多忙な年度末となつてきました。実習生に「どうして社協で実施したいの」と聞くと、「いろんなことが学べそうだから」という答えが多く返ってきます。

ヘルパー実習と組み合わせて長い時は2週間の日程なのですが、私は、福祉事務所との基本的違いを説明するなかで、社協をまず理解してもらうことにしています。それは、地域の早く解決すべき福祉課題をみつけ、関わっていくことの違いだと言っています。(学生がどこまで理解し、実習後どう生かしていくか不安もあるが)

話は変わりますが、私も社協ワーカーとなり20数年が経過し、熟年に近づこうとしています。休みの時には温泉に入り、帰りに名水を汲んでドライブをするのを楽しみにしています。その時に大変頼りにしているのがナビゲーションシステムです。

特に渋滞している時に大変頼りにしている時などは別ルートを探してくれるのでも、感動ものです。いくつかの人工衛星を使って正確な位置を表示することは、ご存知だと思います。ナビゲーションは高いところから見て成り立つシステムですが、私たち社協ワーカーの原点は低いところ、つまり地域の福祉課題にしかないと想います。高感度なアンテナをもつて、そして自分の足で見つけて関わっていくことです。

先日県社協で、飯塚の植木二幸さんに久しぶりに会い、植木節を聞きながらドキッとした。「社協が、明日からなくなつて困る人が地域に何人いるでしょ

うか」と言われた時です。本当に住民のための社協を考えた時くやしいけれども、明確な反論ができなかつたのです。

また先日、権利擁護事業の研修会に行きました。まだ当市では相談件数は少ないのですが、ある病院のケアマネージャーさんから相談を受けました。在宅のひとり暮らしで施設入所は固辞していて、火事や盗難が心配だとのことでした。4月から障害者の支援費制度が始まります

が、日常生活に関わっていくケアマネー

ジャーの人たちの役割が大きいと思いま

す。(社協の介護保険事業所も含めて)

この継続的な関わりは、地域での私たち

の社協ワーカーにとっても不可欠だと思

うのです。

平成17年3月をめざしていま合併のあ

り方について、住民投票やアンケートを

実施する市町村が増えています。これか

らの自分の住む街のあり方を考える機会

が到来しました。社協の今後にとっても

大事な時期だと思います。見える社協と

いう議論がありますが、私たち自身の地

域を見る目が大事だと思うのです。その

ことによつて福祉課題に取り組む、信頼

されるナビゲーターでありたいと思って

います。

先日、ある町内会のサロンに参加させ

ていただきました。そこは、私が一年目

の時にサロンを立ち上げ、先輩に連れられ、参加していた町内会で、その時以来

の一人での参加でした。緊張なんてほと

んどしないままに、皆さんと一緒に楽し

くレクリエーションをさせていただきました。

した。最後に、町内会長さんから、「三

年前の立ち上げの時に来てくれたときか

ら、成長したねえ。」と言われ、ちょっと恥ずかしく最後になつて緊張してしま

いました。そして何より、成長したこと

を讃めてくださつたこと以上に、三年前

の新人だった私を覚えてくださつていた

ことに、とても感動しました。

志免町社協の小田と申します。

原稿を書くにあたり、改めて、三年も

過ぎたのだなあと実感しています。

また、この三年間で自分は成長してい

るのだろうかと考える良いきっかけにも

なりました。

生まれも育ちも福岡ではない私が、志

免町社協に入り、地域福祉の仕事をして

いくというのは、今考えると、マイナス

からのスタートだったようにも思います。

極度の方向音痴で、出かける際には、ゼ

ンリンの地図を片手に持ち、それでも迷

子になつてさまよつていきました。未だに、

地図なしでは不安ですが・・・

共同募金を担当するようになつてから

は、町内を回る際に、少しずつですが、

企業にも目を向けることができるようにな

り、周りの話しにも、頭の中で地図を

イメージして、ついていくようになつ

てきました。

先日、ある町内会のサロンに参加させ

ていただきました。そこは、私が一年目

の時にサロンを立ち上げ、先輩に連れられ、

参考していた町内会で、その時以来

の一人での参加でした。緊張なんてほと

んどしないままに、皆さんと一緒に楽し

くレクリエーションをさせていただきました。

した。最後に、町内会長さんから、「三

年前の立ち上げの時に来てくれたときか

ら、成長したねえ。」と言われ、ちょっと恥ずかしく最後になつて緊張してしま

いました。そして何より、成長したこと

を讃めてくださつたこと以上に、三年前

の新人だった私を覚えてくださつていた

ことに、とても感動しました。

○経験年数 三年

## 新人紹介

志免町社会福祉協議会

小田 和美



○経験年数  
五年

有吉 奈美  
車で走り回ること  
テニス

宮田町社会福祉協議会

有吉 奈美

自分が地域に慣れ、覚えていくとともに、地域の方も私を覚えてくださつて、るんだとわかり、うれしく、またしつかりしなければと強く思いました。

毎日が新しいことの連続で、勉強することばかりですが、日々の感動を忘れず、に、これからも仕事に取り組んでいきたくと思っています。

に、地域の方も私を覚えてくださつて、るんだとわかり、うれしく、またしつかりしなければと強く思いました。

毎日が新しいことの連続で、勉強することばかりですが、日々の感動を忘れず、に、これからも仕事に取り組んでいきたくと思っています。

指導していただいたりと、周りに迷惑をかけつつも支えられ、感謝しております。私には何ができるか、何をすべきか：福祉専門員としての第一歩を踏み出した今、地域のニーズに少しでも答えをだせるように、そして「自分の使命」を全うできるように、これから学んでいく中で得たものを自分の意思も交えながら「笑顔」のあふれる町にしていきたいと思っています。

## 第十回全国社協職員のつどい 参 加 報 告

吉井町社会福祉協議会 生野 照美

社協に入つて7年。もうすでに新任職員とは言えない経験年数にも関わらず、なかなか仕事に自信がもてなかつたりするのなぜ?と悩むことが…。そんな時、「第10回全国社協職員のつどい」へ参加する機会があり、何か変わるきっかけになればと参加させていただきました。

私は、第5分科会「地域の組織化の手法を学ぶ」に参加しました。講義形式で、1日目は、広島市安佐南区社協の松田泰氏から、当事者組織化について、2日目は、京都市南区社協の平田和洋氏から、京都市における地域組織化の実践についてお話をいただきました。

お二人のパワフルな講義をお聞きするだけでも、とても得るものがあつたので

第2は、関西の方は、私より経験年数が短くても、コムニティーウーカーについて、自分なりの言葉で熱く語つてこられます。「ベテランの社協ワーカーの中に入つて話を聞くなんて、自分には敷居が高い…、難しくてついていけない」などと思つていた私をはずかしく感じました。

今回、参加させていただきて、自分の意識を変える、一つのヒントをいたいだつたような気がします。ありがとうございました。

最後になりましたが、「若いワーカーが育つためには、スーパー・バイザー的役割を担うワーカーが必要。」といつたことも今回の意見交換の中でお聞きしました。県内のベテランワーカーの皆さん、

すが、講義の後の意見交換や交流会の中で、たくさんの「明日へのおみやげ」をいただきました。

まず、第1は、社協ワーカーの力量についてです。「あんなすごい地域組織化ができるのは、あの社協に○○さんというワーカーがいるから…」などという思

若いワーカーへの助言をよろしくお願ひします。

## 「恥ずかしながら…」

大刀洗町社会福祉協議会 池松 昌亀

今回、ひょんなことから私の意志とは無関係に、この「全国社協職員のつどい」に参加させていただき、大変感謝いたします。私は、生きた学習会に参加していき、センスを磨いていくしかない」といつお言葉をいただき、自分の胸にグサツとくるものがありました。私もいろんな学習会に参加するものの、ただ参加しているだけで、お客様になつていただけなのではないか、受け身の姿勢では、今ま何も変わらないと感じました。

以前より、「全国社協職員のつどい」に参加された方は、皆が皆「関西はすごい!関西は熱い!関西はレベルが高い!」と聞いていたので、恥ずかしながら新任職員の分科会へ参加させていただきました。

この第1分科会では、「社協へのラブレター」と題し、普段、新任職員が悩んでいる事をクエスチョン劇として、それを基にグループワークを進めていきました。

本来、新人でもない私が新任職員の分科会に参加するのはどうか?と考えていましたが、非常にいい刺激を全国の社協ワーカーさんから受けることができました。また、新たな気持ちで日々の業務をやっていくような気になりました。

と、以上5つのテーマで分科会担当の方に劇をしていただきました。

どのテーマも「昔、自分もそうだった」「今でも時々あるよ」と思うような内容でした。また、この内容を事例発表じやうワーカーがいるから…」などという思

- ① 仕事への意欲
- ② 職場内の共通認識
- ③ 職場の雰囲気
- ④ やりたいことがあつても…
- ⑤ 自分の仕事が説明できない

劇の内容は、

1. 京都府立社会福祉専門学校の学生による「社協へのラブレター」

2. 新任職員が悩んでいた問題を解決するためのアドバイス

3. 職場の雰囲気についての意見交換

4. やりたいことがあつても…

5. 自分の仕事が説明できない